

特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人日本補助犬情報センターと称する。英文では、Japanese Service Dog Resource Center と表示し、略称はJSDRCと表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港北区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、障害者及び社会に対して、介助犬及び身体障害者補助犬の普及に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 国内及び海外の介助犬及び身体障害者補助犬に関する調査研究及び情報提供事業。
- (2) 障害者及び一般の方に対する介助犬や身体障害者補助犬に関する相談及び支援事業。
- (3) 介助犬及び身体障害者補助犬に関する啓発事業。
- (4) 身体障害者補助犬に関する研修・教育事業。

第3章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める事業及びその活動に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上
 - (2) 監事 1 人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して所務を処理し、理事長、副理事長に事故ある時はその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 25 条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 26 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも、5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 28 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が担保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 第 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に、対面若しくは電磁的方法により開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しな

いときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て、残余財産の帰属先を決し、その者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高柳 哲也
副理事長	眞野 行生
副理事長	本好 茂一
専務理事	高柳 友子
理事	山口 千津子
同	山崎恵子
同	鷺巣 月美
同	柴内 裕子
同	原 和子
同	木村 佳友
同	渡邊 正昭
同	成瀬 正次
同	長谷川 元
同	藤原 佳典
同	宮尾 克
同	志賀 朱美
監事	木村 美智子
同	釜井 利典
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	①正会員	1 万円
	②賛助会員	3千円

附則

この定款は、平成 18 年 6 月 11日から施行する。

附則

この定款は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度 事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

1 事業活動方針

毎年の恒例行事として、身体障害者補助犬を推進する議連の会（事務局＝当会）主催の『ほじょ犬の日啓発シンポジウム』を5月21日に開催予定。テーマは「災害支援と障害者～インクルーシブ防災への課題～」として、専門家から話を聞く機会を作る。全国各地から種補助犬ユーザーをはじめとして、企業関係者・訓練関係者・ボランティア等、約100名程の参加を見込んでいる。

また、厚労省主催補助犬法啓発イベントは、スカイツリータウン（東京）、チカホ北3条交差点広場（札幌市）、イオンモール北花田（大阪）にて開催を予定しており、多くの市民の方々に補助犬たちの意義や当事者の声を届ける活動を継続する。

調査研究事業では、補助犬のトイレについて研究を実施。ユーザーや訓練事業者、一般市民にヒアリングやアンケート調査を行う。補助犬トイレの新規設置だけでなく、既存施設の利活用も含めた補助犬ユーザーが利用しやすく、施設管理者が管理しやすい補助犬の排泄環境方針を検討する。

その他、多くの相談業務、メディア取材等、継続的に身体障害者補助犬に関する正しい良質な情報提供・啓発活動を展開し、身体障害者補助犬ユーザーである身体障害者の自立と社会参加促進に寄与する目的を果たしていきたい。

（参考／活動実績 http://www.jsdrc.jp/news_event/）

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①国内及び海外の介助犬及び身体障害者補助犬に関する調査研究及び情報提供事業

- ・内 容 身体障害者補助犬の受入れに関する調査、補助犬と各専門職との連携に関する調査研究 他
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務局、補助犬ユーザーが社会参加する様々な現場他
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 補助犬ユーザー、自治体関係者、補助犬訓練事業関係者、受入れ事業者補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者他 約2,000人
- ・支出額 4,614,750 円

②障害者及び一般の方に対する介助犬や身体障害者補助犬に関する相談及び支援事業

- ・内 容 身体障害者補助犬に関する相談・質問・取材等対応及びコーディネーター
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務局、イベント会場、補助犬ユーザーが社会参加する様々な現場他
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 補助犬ユーザー、障害者、メディア、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者、一般の方他 約3,000人
- ・支出額 3,296,250 円

③ 介助犬及び身体障害者補助犬に関する啓発事業

ア イベント企画・ブース展示事業

- ・内 容 身体障害者補助犬法に関する講演会等への講師派遣、補助犬関連イベントの企画・コーディネート・実施、学会・イベント等でのブース展示
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 補助犬ユーザー、障害者、メディア、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者、一般の方他 約5,000人
- ・支出額 1,318,500 円

イ 身体障害者補助犬関連の資料・DVD等 企画・監修・作成・配布事業

- ・内 容 補助犬啓発小冊子や啓発画像データ等の発行・販売
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 2人
- ・対 象 者 障がい者及び一般の方 約10,000人
- ・支出額 2,637,000 円

④ 身体障害者補助犬に関する研修・教育事業

- ・内 容 補助犬についての企業向け研修や、教育機関での講演等
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 4人
- ・対 象 者 補助犬ユーザー、障害者、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、教育機関、一般の方他 約2,000人
- ・支出額 1,318,500 円

令和8年度 事業計画書
法人の名称 特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

1 事業活動方針

毎年の恒例行事として、身体障害者補助犬を推進する議連の会（事務局＝当会）主催の『ほじょ犬の日啓発シンポジウム』を5月22日頃に開催予定。テーマを、補助犬ユーザーの生活に関する課題（同伴拒否、医療費補助等）として、専門家から話を聞く機会を作る。全国各地から種補助犬ユーザーをはじめとして、企業関係者・訓練関係者・ボランティア等、約100名程の参加を見込んでいる。

また、厚労省主催補助犬法啓発イベントは、東京都内、大阪府内、地方一か所（調整中）にて開催を予定しており、多くの市民の方々に補助犬たちの意義や当事者の声を届ける活動を継続する。

2027年度の法人設立20周年に向けて、その他、多くの相談業務、メディア取材等、継続的に身体障害者補助犬に関する正しい良質な情報提供・啓発活動を展開し、身体障害者補助犬ユーザーである身体障害者の自立と社会参加促進に寄与する目的を果たしていきたい。

（参考／活動実績 http://www.jsdrc.jp/news_event/）

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①国内及び海外の介助犬及び身体障害者補助犬に関する調査研究及び情報提供事業

- ・内 容 身体障害者補助犬の受入れに関する調査、補助犬と各専門職との連携に関する調査研究 他
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務局、補助犬ユーザーが社会参加する様々な現場他
- ・従事者人員 4人
- ・受益対象者 補助犬ユーザー、自治体関係者、補助犬訓練事業関係者、受入れ事業者補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者他 約2,000人
- ・支出額 4,419,450 円

②障害者及び一般の方に対する介助犬や身体障害者補助犬に関する相談及び支援事業

- ・内 容 身体障害者補助犬に関する相談・質問・取材等対応及びコーディネート
- ・日 時 通年
- ・場 所 法人事務局、イベント会場、補助犬ユーザーが社会参加する様々な現場他
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 補助犬ユーザー、障害者、メディア、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者、一般の方他 約3,000人
- ・支出額 3,156,750 円

③ 介助犬及び身体障害者補助犬に関する啓発事業

ア イベント企画・ブース展示事業

- ・内 容 身体障害者補助犬法に関する講演会等への講師派遣、補助犬関連イベントの企画・コーディネート・実施、学会・イベント等でのブース展示
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 3人

- ・受益対象者 補助犬ユーザー、障害者、メディア、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、補助犬ユーザーが関わる様々な現場関係者、一般の方
他 約5,000人
- ・支出額 1,262,700 円

イ 身体障害者補助犬関連の資料・DVD等 企画・監修・作成・配布事業

- ・内 容 補助犬啓発小冊子や啓発画像データ等の発行・販売
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 2人
- ・対 象 者 障がい者及び一般の方 約10,000人
- ・支出額 2,525,400 円

④ 身体障害者補助犬に関する研修・教育事業

- ・内 容 補助犬についての企業向け研修や、教育機関での講演等
- ・日 時 随時
- ・場 所 随所
- ・従事者人員 4人
- ・対 象 者 補助犬ユーザー、障害者、自治体、補助犬訓練事業者、受入れ事業者、教育機関、一般の方他 約2,000人
- ・支出額 1,262,700 円

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1 受取入会金			
2 受取会費			
受取会費	900,000	900,000	
3 事業収益			
啓発事業収益	6,954,000	6,954,000	
4 受取助成金収入			
受取助成金収入	0	0	
5 負担金収益			0
6 受取寄付金			
受取寄付金	6,500,000	6,500,000	
7 その他収益			
物品販売売上	50,000	50,000	14,404,000
8 雑収益			
受取利息	26,000		
雑収益	5,000	31,000	
経常収益合計			14,435,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給与手当	6,755,000		
臨時雇賃金	450,000		
法定福利費	1,300,000		
福利厚生費	0		
人件費計	8,505,000		
(2)その他経費			
業務委託費	400,000		
啓発事業費	900,000		
啓発費	0		
マリ基金活動費	50,000		
減価償却費	0		
地代家賃	1,105,000		
消耗品費	150,000		
水道光熱費	80,000		
旅費交通費	1,350,000		
手数料	0		
租税公課	5,500		
広告宣伝費	36,500		
接待交際費	43,000		
保険料	5,000		
通信運搬費	380,000		
諸会費	0		
図書研修費	25,000		
印刷製本費	0		
雑費	50,000		
会議・運営費	14,000		

リース料	36,000		
予備費	50,000		
その他経費計	4,680,000		
事業費計		13,185,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給与手当	750,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	140,000		
福利厚生費	0		
人件費計	890,000		
(2)その他経費			
手数料	0		
租税公課	0		
旅費交通費	0		
会議・運営費	0		
地代家賃	123,000		
水道光熱費	8,000		
管理諸費	480,000		
雑費	0		
その他経費計	611,000		
管理費計		1,501,000	
経常費用合計			14,686,000
当期経常増減額			-251,000
Ⅲ 経常外収益			
1 過年度損益修正益	0		
経常外収益合計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
2 固定資産除却損	0	0	
経常外費用合計			0
税引前当期正味財産増減額			-251,000
法人税、住民税及び事業税			74,500
当期正味財産増減額			-325,500
前期繰越正味財産額			54,581,478
次期繰越正味財産額			54,255,978

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人日本補助犬情報センター

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1 受取入会金			
2 受取会費			
受取会費	970,000	970,000	
3 事業収益			
啓発事業収益	5,802,000	5,802,000	
4 受取助成金収入			
受取助成金収入	500,000	500,000	
5 負担金収益		0	
6 受取寄付金			
受取寄付金	6,900,000	6,900,000	
7 その他収益			
物品販売売上	54,500	54,500	14,226,500
8 雑収益			
受取利息	30,000		
雑収益	5,000	35,000	
経常収益合計			14,261,500
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給与手当	7,200,000		
臨時雇賃金	500,000		
法定福利費	1,300,000		
福利厚生費	0		
人件費計	9,000,000		
(2)その他経費			
業務委託費	50,000		
啓発事業費	900,000		
啓発費	0		
マリ基金活動費	50,000		
減価償却費	0		
地代家賃	1,100,000		
消耗品費	150,000		
水道光熱費	80,000		
旅費交通費	1,000,000		
手数料	0		
租税公課	5,000		
広告宣伝費	36,000		
接待交際費	40,000		
保険料	5,000		
通信運搬費	35,000		
諸会費	0		

図書研修費	25,000		
印刷製本費	0		
雑費	50,000		
会議・運営費	15,000		
リース料	36,000		
予備費	50,000		
その他経費計	3,627,000		
事業費計		12,627,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給与手当	800,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	150,000		
福利厚生費	0		
人件費計	950,000		
(2)その他経費			
手数料	0		
租税公課	0		
旅費交通費	0		
会議・運営費	0		
地代家賃	120,000		
水道光熱費	10,000		
管理諸費	480,000		
雑費	0		
その他経費計	610,000		
管理費費計		1,560,000	
經常費用合計			14,187,000
当期經常増減額			74,500
Ⅲ 経常外収益			
1 過年度損益修正益	0		
經常外収益合計		0	0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
2 固定資産除却損	0	0	
經常外費用合計			0
税引前当期正味財産増減額			74,500
法人税、住民税及び事業税			74,500
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			54,255,978
次期繰越正味財産額			54,255,978